

生活保護受給者の自立阻害要因と自立支援策

—福岡県田川地区502ケースを対象とした分析より—

中 村 晋 介

Abstract One of the serious social problems is the increasing of number of public assistance recipients. This article would like to suggest that those recipients capable of gaining “independence by working” should be identified and a system established to assist them in achieving this goal.

For the purposes of this study, a database containing 502 public assistance recipients in Tagawa, Fukuoka Prefecture was examined. Through a statistical analysis of this database, the following recommendations towards independence from public assistance may be made:

- 1) In the initial stages of public assistance, administrators and caseworkers should offer incentives to work to recipients.
- 2) For the sake of recipients who are single mothers, the number of day-nursery facilities should be increased in order to assist them in job-hunting and/or the procurement of work-related qualification or skills.
- 3) For recipients suffering from some form of addiction (e.g. drugs, gambling, alcohol), the treatment of their addiction should be prioritized

Key words: Public assistance; independence by working; support for single mothers

キーワード 生活保護、就労による自立、母子家庭への支援

1. はじめに

生活が苦しい高齢者、重い病気やハンディキャップを負ったことで生活に困っている人びとを、「就労による自立」という形で、生活

保護行政から切り離そうというのは非現実的な発想である。生活保護が不可欠な人びとには必要な額を給付しつつ、なおかつ生活保護受給者数、あるいは生活保護予算の総額を低減させるためには、生活保護受給者の中から「就労によ

る自立」を果たすことが比較的容易な人びとをカテゴライズし、該当カテゴリーに含まれる人びとが、実際に「就労による自立」を果たしている支援体制の構築が志向される必要がある¹⁾。

本稿は、この問題意識のもとに、量的研究の技法をもって、①実際に「就労による自立」を果たした生活保護受給者に共通する特性の解明、②前者と共通する特性を持っているにもかかわらず、現実には「就労による自立」を果たせなかったケース——「就労による自立」ができる可能性が高かったにもかかわらず、現実にはそれに失敗したケース——に共通する要因の統計的な抽出、を実施する。これらの作業で得られた知見をもとに、生活保護受給者の自立支援をうながす効果的な方法論を提示することが最終的な到達点である。

分析対象となるデータベースは、福岡県田川保健福祉環境事務所に所蔵されている生活保護廃止台帳のうち、2005（平成17）年度廃止分376ケースと、2004（平成16）年度廃止分の一部（352ケース中、市町村ごとに案分抽出された126ケース）の合計502ケースをもとに製作した。データベースに抽出すべき各種の項目を確定した上で、福岡県立大学附属研究所生涯福祉研究センターに所属する研究員（専任・兼任・客員）16名、および研究補助者として雇用した福岡県立大学大学院生4名が、生活保護廃止台帳を分担精読し、各ケースごとに所定の項目を抽出、コンピュータソフト上で統計的な処理ができる形に整理した。通常は部外秘とされる生活保護廃止台帳の精読を許可していただいた福岡県監査保護課には、記して感謝の意を申し述べたい²⁾。

われわれが目を通した生活保護廃止台帳の全

てにおいて、被保護者あるいは家族・親族の生活実態やニーズなどについての詳細な記録や評価・検討が記載されていたわけではない。実際の記述者である担当ケースワーカーによって記述の「厚み」にはかなりの差異があった。われわれは約2ヶ月の時間をかけて、今回対象となった生活保護廃止台帳を読み込み、可能な限りのデータを数量化したが、結果的に「空白」「不明」とせざるを得なかった箇所も少なからず存在した。

この点において、今回われわれが係わった調査研究には一定の限界がある。また、作成したデータベースの範囲が、上記期間内に生活保護を「廃止」されたケース——就労による収入増、年金受給による廃止、世帯主の死亡・施設入所、ケース移管、親族による引き取りなど、理由はさまざまである——に限定されており、「（継続）受給中」のケースは対象外となっている点においても、本稿の分析結果が、現実の生活保護受給者のありようを完全に言い当てたものと断言することにも問題がある。

しかしながら、生活保護受給者を対象として従来なされてきた研究のほとんどは、全国レベルのデータをもとにしたマクロな視点が強いものか、実際の生活保護受給者やケースワーカーに対する個別のエスノグラフィックな聞き取り調査に基づくものであったことを考えるならば、本稿、及びその背景となった研究には十分な存在意義があるはずだ。前者は、個別の生活者の実態を捨象するグランドセオリー的な議論に陥る可能性、後者は過度に個別化された事例を全体の動向に直結させてしまう可能性と隣接しているからだ。今回のように、特定の保健福祉環境事務所の管轄地域（福岡県内7町村）に限定するのみならず、特定の年代に生活保護

を廃止された人びとの情報を500ケース単位でデータベース化し、そこに見られる全体的傾向を解明する研究は、マクロ分析とエスノグラフィックなミクロ分析との空隙を埋めるものとして重要な意味を持つ。また、本研究の基礎となった資料（生活保護廃止台帳）も、部外者の閲覧が簡単に認められる類のものではない（個人情報保護が強調されるようになった今日では特にそうだろう）。すなわち、本研究は、生活保護受給者を対象として「中範囲」の水準で実践された研究を、いわばマックス・ウェーバーの言う「理念型」として、アカデミズムの現場に提起する試みとしての意味を持っている。

502ケースのうち、A：「就労による自立」で生活保護が廃止されたケースは110件（全体の21.9%）、B：親族の援助やその他の社会保障制度の利用によって生活保護が廃止されたケースは95件（全体の18.9%）。そしてC：「世帯主の死亡や収監、あるいは不正受給の発覚」といった形で自然消滅的に生活保護が廃止されたケースは297件（全体の59.2%）であった。これら、A～Cの3群を「廃止形態」という名の

独立した変数として設置した。まずは、各種の属性変数と「廃止形態」との連関を縦覧していき、どのような属性を持つケースでA群（あるいはC群）が多くなるかを解明していきたい³⁾。

2. 基本属性と廃止形態との連関

まず、居住地（居住町村別の比較など）、世帯主の性別と廃止形態との連関を探ったが、特に有意な連関は現れなかった。世帯主の年齢と廃止形態との連関では、生活保護開始時、廃止時ともに、世帯主の年齢が若いほどA群が多くなっていて [表1、廃止時の表は省略]。クラマーのVで比較したところ、この連関は廃止時でより強くなっていた（開始時 $V = .300$ 、廃止時 $V = .396$ ）。

世帯主の学歴で比較すると、最終学歴が「高等学校以上」の者はA群となる確率が高い。生活保護開始時の家族構成では「高齢単身」「高齢夫婦」のほとんどは、B群またはC群となり、「夫婦のみ」「母子」「その他」ではA群が増えていた。生活保護廃止時の家族構成を見た

表1：生活保護開始時の年齢

		A：世帯主の就労による廃止	B：就労以外による廃止（親族、社会保障）	C：自立できず（死亡・収監など）	合計
34歳未満	度数	44	21	31	96
	%	45.8	21.9	32.3	100.0
35歳～49歳	度数	45	20	67	132
	%	34.1	15.2	50.8	100.0
50歳～64歳	度数	20	28	93	141
	%	14.2	19.9	66.0	100.0
65歳以上	度数	1	26	106	133
	%	0.8	19.5	79.7	100.0
全体	度数	110	95	297	502
	%	21.9	18.9	59.2	100.0

$$\chi^2 = 90.43 \quad (df=6), p < .001$$

場合、「高齢单身」「高齢夫婦」のほとんどは、B群またはC群であり、「夫婦のみ」「母子・父子」「高齢でない独居」「その他」ではA群が増えていた〔表2〕。クラマーのVを用いて連関の強度を比較したところ、開始時（V=.322）よりも廃止時（V=.421）の方が高い。給付開始から時間が経過するにつれて、家族構成のあり方が、生活保護の廃止形態により強い影響を与えていくことがうかがわれる。なお、〔表2〕で生活保護開始時と廃止時を比較した場合に、「夫婦のみ世帯」の数が大幅に変化している理由は、生活保護開始時に年齢が比較的高かった「夫婦のみ」世帯が「高齢独居」になったケースが多いこと（36.4%）に由来する。ここから、給付期間が長期化した場合、受給者世帯がたどる典型的な軌跡として、「夫婦のみ」世帯が「高齢独居」となり、最終的に世帯主の死亡によって廃止されるコースの存在が示唆される。

対象者の職歴と廃止形態との連関を探ったと

ころ、初職が「自営業手伝い」、「農林水産業」（おそらくは家業の手伝い）だった人はC群となる可能性が高かった（図表は省略）。同じく、働いた経験がない人、あるいは学卒後すぐに専業主婦となった人もC群となる傾向がある（表は省略）。業種や勤務形態にかかわらず、組織の中で働いた経験は就業意識を高めている⁴⁾。

3. 生活保護台帳で特に記載された属性と廃止形態との連関

(1) 世帯分離・ケース格付け・出生地など

「生活保護が開始された理由」と廃止形態との連関を見ると、開始理由が「働いていた者との離別・死別」「働きによる収入の減少」であるケースではA群が増え、「世帯主の傷病」、「ケース移管」、「貯金の減少」ではC群が増えていた〔表3〕。

さらに精査すると、開始理由が「働いていた

表2：生活保護廃止時の家族構成

		A：世帯主の就労による廃止	B：就労以外による廃止（親族、社会保障）	C：自立できず（死亡・収監など）	合計
高齢独居	度数	1	36	186	223
	%	0.4	16.1	83.4	100.0
高齢夫婦	度数	0	4	6	10
	%	0.0	40.0	60.0	100.0
夫婦のみ (高齢でない)	度数	23	7	5	35
	%	65.7	20.0	14.3	100.0
母子世帯 父子世帯	度数	37	11	19	67
	%	55.2	16.4	28.4	100.0
独居 (高齢でない)	度数	39	28	74	141
	%	27.7	19.9	52.5	100.0
その他	度数	9	9	6	24
	%	37.5	37.5	25.0	100.0
全体	度数	109	95	296	500
	%	21.8	19.0	59.2	100.0

$$\chi^2=177.54 \quad (df=10), p<.001 \quad V=.421$$

表 3：生活保護開始理由×廃止形態

廃止形態→ 開始理由↓		A：世帯主の就労 による廃止	B：就労以外による廃止 (親族、社会保障)	C：自立できず (死亡・収監など)	合計
世帯主の傷病	度数	44	47	140	231
	%	19.0	20.3	60.6	100.0
世帯員の傷病	度数	2	2	4	8
	%	25.0	25.0	50.0	100.0
働いていた 者の死亡	度数	0	1	2	3
	%	0.0	33.3	66.7	100.0
働いていた 者との離別	度数	18	9	15	42
	%	42.9	21.4	35.7	100.0
働きによる 収入の減少	度数	31	8	28	67
	%	46.3	11.9	41.8	100.0
その他の収入・ 貯金減少	度数	4	19	37	60
	%	6.7	31.7	61.7	100.0
ケース移管	度数	4	1	42	47
	%	8.5	2.1	89.4	100.0
その他	度数	7	8	29	44
	%	15.9	18.2	65.9	100.0
全体	度数	110	95	297	502
	%	21.9	18.9	59.2	100.0

$\chi^2=69.00$ (df=14), $p<.001$

者との離別・死別」とされたケースは母子世帯・父子世帯(92ケース)で特に多かった。ただし、この92ケース中、父子家庭はわずか10ケースに過ぎないことを考えると、このパターンは、もっぱら母子家庭に特徴的なものと推察できる。結婚時または出産時に専業主婦の道を選んだ女性が、子どもが幼い時期に配偶者と離婚、育児と仕事を両立させることの困難さから生活保護を申請するパターンである〔「田川郡における被保護者の自立阻害要因の研究」推進委員会編 2008:109〕。

「ケース移管」に分類された47ケースのほぼ全ては、福祉施設や病院への入所、入院によるものである。これら47ケースのうち、自立できない要因としてケースワーカーが「高齢」「認

知症」を挙げたものがそれぞれ31ケース、11ケースであった。なお、これら47ケースのうち、出生地あるいは初職の場所が田川市郡内である者は僅か9名(19.1%)に過ぎなかった。田川市郡部周辺の市町村に所在する福祉施設・医療施設で受け入れを拒否された者が、この地域の施設に安住の場を見つけた可能性が高い。

(2) 自立阻害要因・自立推進要因

今回の調査では、ケースワーカーの記述をもとに「世帯主の自立阻害要因」(以下、阻害要因と記述)をコーディングし、対象ケースごとに合致/非合致をチェックしていった。こうして設定された各項目と廃止形態との連関を調べたところ、以下の項目で有意差が見られた(い

ずれも $p < .001$)⁵⁾。

内臓的疾患 (該当ケースは廃止形態がC群となる傾向)

認知症 (該当ケースは廃止形態がC群となる傾向)

働き口がない (該当ケースは廃止形態がA群となる傾向)

介護 (該当ケースは廃止形態がC群となる傾向)

育児 (該当ケースは廃止形態がA群となる傾向)

離婚 (該当ケースは廃止形態がA群となる傾向)

依存症 (該当ケースは廃止形態がC群となる傾向)⁶⁾

これらファインディングスのうち、われわれは以下3点に注目した。第1に「働き口がない」ことが阻害要因であると記載された128ケースのうち43.0% (55ケース) がA群となっていた点である [表4]。第2は「育児」「離婚」が自立支援阻害要因とされたケースでA群が増えている点である。これは、早期の離婚によって母子世帯となり、生活保護を受給するようになった母親たちが、子どもの成長とともに育児から解放されて、生活保護から自立していく軌跡の

存在を示唆するものである⁷⁾。子育て支援と就職支援とを併用させることで、こういった母親の就労機会を増やすことが可能になれば、このような母親の数はさらに増える可能性が見込まれる。

第3は、「依存症」が阻害要因となっているケースの8割以上がC群となっていたことである。何らかの依存症を持つケースが、その症状を抱えたままで就労を果たすことは困難である。こういった人びとを「就労による自立」に向かわせる方策として、依存症に対する治療プログラムの構築と実施の必要性が示されている。

最後に、世帯主の免許・資格と廃止形態との連関を探ったところ、普通自動車免許、建築土木関係の免許、福祉関係の資格の3変数で有意な連関が現れた (表は省略)。クラマーのVによれば自動車免許の所持がもっとも連関が強い (それぞれ、 $V = .444$, $V = .220$, $V = .205$)。人口減少とモータリゼーションによって公共交通機関が衰退した田川地域においては、自動車免許を持つことは、職探しの範囲を広げる一助となっているのだろう。

表4：阻害要因「働き口がない」×廃止形態

		A：世帯主の就労による廃止	B：就労以外による廃止 (親族、社会保障)	C：自立できず (死亡・収監など)	合計
該当	度数	55	21	52	128
	%	43.0	16.4	40.6	100.0
非該当	度数	55	74	245	374
	%	14.7	19.8	65.5	100.0
全体	度数	110	95	297	502
	%	21.9	18.9	59.2	100.0

$\chi^2 = 45.31$ (df=2), $p < .001$

4. 「就労による自立」の可能性をもったケース

(1) 1～3節の小括と反省

以上の分析より、A群に含まれるケース（就労によって自立し、生活保護が廃止されたケース）には、以下の傾向が存在するとの結論が得られた。すなわち、1)開始時が母子世帯または父子世帯である。2)世帯主の年齢が若い、3)

生活保護歴が短い（ただし、生活保護の受給継続年数は対象者の年齢と密接な関連がある。積率相関係数 $r = .357$ ）、4)学歴が比較的高い（高等学校以上である）、5)何らかの免許・資格を所持している

上記を確認するために、「廃止形態」、「世帯主の年齢」、「世帯主の学歴」、「資格免許の有無」（普通自動車免許、建築土木関係の免許／資格、福祉関係の資格のいずれかを持っている

表5：等質性分析結果

判別測定	次元	
	1	2
廃止形態	0.506	0.058
開始時の世帯主年齢	0.690	0.636
世帯主学歴	0.492	0.232
免許資格の有無	0.472	0.016
開始時家族構成	0.733	0.667

数量化		次元		周辺度数
		1	2	
廃止形態	A：世帯主の就労による廃止	-1.273	-0.441	109
	B：就労以外による廃止	-0.052	0.008	93
	C：自立できず	0.499	0.161	290
世帯主年齢	34歳未満	-1.018	-0.708	95
	35歳～49歳	-0.601	0.168	124
	50歳～64歳	0.081	1.109	140
	65歳以上	1.212	-0.822	133
世帯主学歴	小学校	1.111	-0.389	116
	中学校	-0.085	0.500	236
	高等学校以上	-0.851	-0.529	134
免許資格の有無	免許資格あり	-0.996	-0.182	158
	免許資格なし	0.475	0.085	334
開始時家族構成	高齢独居	1.216	-0.666	134
	高齢夫婦	0.792	-0.335	16
	三世代	-2.186	-3.083	1
	夫婦のみ	-0.497	0.235	77
	母子世帯	-1.182	-1.009	82
	独居	-0.295	1.072	147
	その他	0.183	0.122	35

か、持っていないかに2分)、「開始時の世帯構成」⁸⁾の5変数で等質性分析を実施し、[表5][図1]を得た。

この結果にかんがみるならば、生活保護受給世帯の削減に有効な施策として、1)生活保護受給中の若い世代に、普通自動車免許、建築土木関係の資格・免許、福祉関係の資格・免許のいずれかを取得させること、2)生活保護受

給中の母子家庭に対する育児支援システムの構築、3)依存症を抱えるケースに対するケアプログラムの創出、自助グループへ組織的な勧誘、といったものが、ひとまずの結論として提示できる。

しかし、今回対象とした502ケースのうち、母子世帯や父子世帯、あるいは世帯主の年齢が若いケースで「就労による自立」を果たした(=

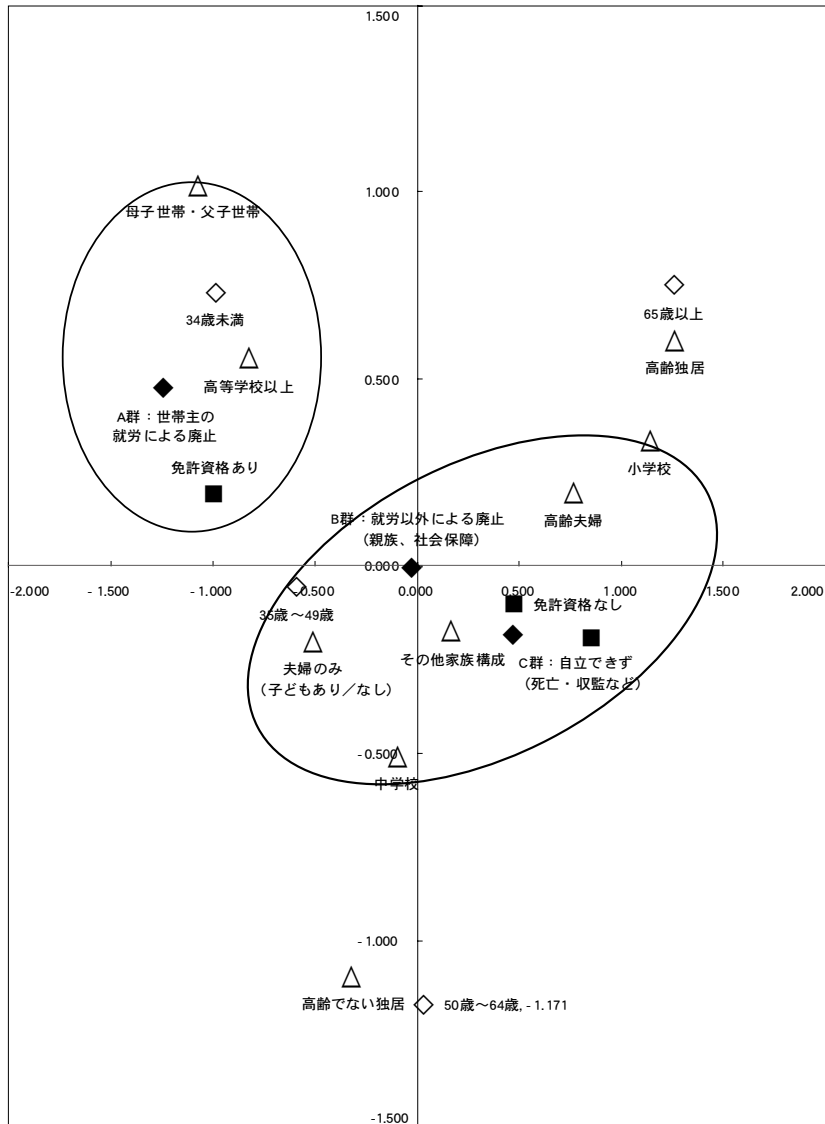


図1：等質性分析結果(2)

A群となった) ケースの数や比率は決して多くない。母子世帯・父子世帯(全92ケース)での該当ケースは43ケース(46.7%)、開始時の世帯主年齢で見た場合も、「34歳未満(全96ケース)」「35～49歳(全132ケース)」「50～64歳(全141ケース)」のそれぞれ45.8%(44ケース)、34.1%(45ケース)、14.2%(20ケース)しか該当していない。さらに言うなら、単身であるが故に機動力も高く、「就労による自立」を最も果たしやすそうに思われる「高齢ではない独居」世帯(全147ケース)を抽出してみると、A群はわずか28ケース(19.0%)に過ぎなかった。

この議論にもとづくならば、本研究の結果をより有効なものとするために、①母子世帯のケース、②世帯主の年齢が若い(49歳以下)ケース、③高齢でない独居世帯のケース、の3グループに対して、「就労による自立」を推進した要因、あるいは阻害した要因をさらに追求すべきであることは明白である。ただし、①と②、②と③はそれぞれケースが重複している可能性が高い(e.g.「世帯主が若い母子世帯」、「世帯主が若い独居世帯」といったケース)。世帯主の年齢が若くても、世帯主(または世帯員)に重篤な障害や疾病があるために、自立が現実的に困難なケースの存在も十分に考えられる。したがって、分析の精度をより高めるためには、対象者を再グルーピングした上での追求を試みよう。

具体的には、①「保護開始時に母子世帯でケース格付けがAまたはA'のグループ(74ケース)」、②「保護開始時に世帯主の年齢が49歳以下で、独居または母子世帯・父子世帯ではなく、ケース格付けがA'、AまたはBのグループ(66ケース)」、③「保護開始時に『高齢でない独居

世帯』とされたグループで、ケース格付けがAまたはA'のグループ(97ケース)」の3グループを新たに設定した。この上で、各グループに対する自立支援方針について検討していく。

(2) 母子世帯の自立推進要因と自立阻害要因

母集団502ケースから、「保護開始時に母子世帯でケース格付けがAまたはA'のグループ(74ケース)」を抽出し、「就労による自立」の推進要因、阻害要因を検討する。まずは、各種の属性変数と廃止形態との連関を探ったが、特に有意な連関は見いだされなかった⁹⁾。ついで本人の自立支援阻害要因と廃止形態との連関を探ると、本人が「働き口が見つからない」と答えた者ではA群(就労による自立)が多くなり、何らかの依存症を抱えた者ではC群(死亡などによる自然消滅)が多くなっていた[表6]。

「働き口が見つからない」ことが給付原因とされたケースの68.8%が、最終的にA群となった事実は、ケースワーカーによる動機付けが効果を発揮したこと証だろう。このうち10ケースが介護福祉関係の現場労働であった(その他の主なものとしては、清掃業・家政婦など雑役サービス業が5ケース、店員など販売が6ケース、工場労働者が4ケース、事務職が4ケースである)。ホームヘルパーなど、介護福祉関係の資格を取得することそれ自体が「就労による自立」をうながす力として機能している可能性が高い。就労の契機として「公的機関・ケースワーカーの斡旋」「資格・免許の取得」を挙げたものがそれぞれ10ケース、11ケースあったことも、ケースワーカーの働きに効果があるとの見解を支持している。

生活保護受給世帯のうち、母子世帯はA群となる可能性が高いグループである。この可能性

表6：阻害要因と廃止形態

阻害要因： 働き口が見つからない		A：世帯主の就労 による廃止	B：就労以外による廃止 (親族、社会保障)	C：自立できず (死亡・収監など)	合計
該当	度数	22	7	3	32
	%	68.8	21.9	9.4	100.0
非該当	度数	19	8	15	42
	%	45.2	19.0	35.7	100.0
全体	度数	41	15	18	74
	%	55.4	20.3	24.3	100.0

 $\chi^2=7.60$ (df=2), $p<.050$

阻害要因： 依存症		A：世帯主の就労 による廃止	B：就労以外による廃止 (親族、社会保障)	C：自立できず (死亡・収監など)	合計
該当	度数	1	0	3	4
	%	25.0	0.0	75.0	100.0
非該当	度数	40	15	15	70
	%	57.1	21.4	21.4	100.0
全体	度数	41	15	18	74
	%	55.4	20.3	24.3	100.0

 $\chi^2=6.03$ (df=2), $p<.050$

をさらに高めるための方策として、資格・免許取得への動機付けをさらに積極的、亜組織的におこなうことが考えられる。現に働きかけが積極的に行われている介護福祉関係の資格・免許取得はその良い目標となるだろう。また、早期の自立を促すためには、就労や資格・免許取得に際して、年齢が低い子どもでも積極的に預かってくれる施設などの整備も重要である。生活保護の長期化が就労意欲の減退につながることは、「保護依存」「貧困の罠」として指摘されてきたことであるから¹⁰⁾。なお、何らかの依存症を抱えている母子家庭の世帯主が「就労による自立」を果たす可能性は著しく低い。全体の考察で述べたことの繰り返しになるが、このタイプの受給者に対しては、いたづらに求職活動を求めるのではなく、依存症からの脱却をまず優先させるべきである。

(3) 若年世帯の自立推進要因と自立阻害要因

ついで、「生活保護開始時に世帯主の年齢が49歳以下」で、世帯構成が「独居または母子世帯・父子世帯」ではなく、ケース格付けが「A'、AまたはB」のグループ(66ケース)について検討した。この66ケースに対して、「廃止形態」を従属変数、①世帯主の生年、②生活保護の開始年次、③生活保護の給付期間、④生活保護の開始時における世帯主の年齢、を独立変数とする一元配置分散分析を実施したところ、①世帯主の生年、②生活保護開始の開始年次が新しく、③生活保護の給付期間が短いケースほど、A群となる可能性が高いことが示された[表7]。生活保護受給開始直後の積極的な就労指導が、これらのグループを「就労による自立」に向かわせる動力となり得る。「貧困の罠」の存在に関する議論が、ここでも数値的に実証されたことは興味深い。この事実は、世帯

表7：分散分析結果

	廃止形態	平均値	度数	F値	有意水準
①世帯主の生年（平均値）	A：世帯主の就労による廃止	1963.48	29	32.39	p<.001
	B：就労以外による廃止	1951.50	8		
	C：自立できず	1934.28	29		
	全体	1949.20	66		
②生活保護の開始年次（平均値）	A：世帯主の就労による廃止	1997.97	29	35.72	p<.001
	B：就労以外による廃止	1986.00	8		
	C：自立できず	1971.48	29		
	全体	1984.88	66		
③今回の受給年数（平均値）	A：世帯主の就労による廃止	6.86	29	33.95	p<.001
	B：就労以外による廃止	19.88	8		
	C：自立できず	31.17	29		
	全体	19.12	66		
④開始時の世帯主年齢（平均値）	A：世帯主の就労による廃止	34.48	29	0.77	0.469
	B：就労以外による廃止	34.50	8		
	C：自立できず	37.21	29		
	全体	35.68	66		

多重比較結果（Tukey HSD）

①世帯主の生年	度数	$\alpha = .05$ のサブグループ		
		1	2	3
C群：自立できず	29	1934.28		
B群：就労以外による廃止	8		1951.50	
A群：世帯主の就労による廃止	29			1963.48
有意確率		1.000	1.000	1.000

②生活保護の開始年次	度数	$\alpha = .05$ のサブグループ		
		1	2	3
C群：自立できず	29	1971.48		
B群：就労以外による廃止	8		1986.00	
A群：世帯主の就労による廃止	29			1997.97
有意確率		1.000	1.000	1.000

③今回の受給年数	度数	$\alpha = .05$ のサブグループ		
		1	2	3
C群：自立できず	29	6.86		
B群：就労以外による廃止	8		19.88	
A群：世帯主の就労による廃止	29			31.17
有意確率		1.000	1.000	1.000

主の自立阻害要因と廃止形態との連関からも傍証される。「世帯主の就労意欲が低い」とされた35ケースのうち16ケース（45.7%）、「仕事が

見つからない」とされた31ケースのうち16ケース（51.6%）が、最終的に就労による自立を果たしていた。

(4)「高齢でない独居世帯」の自立推進要因と自立阻害要因

最後に、母集団502ケースから、開始時の世帯構成が「高齢でない独居」である97ケースを抽出し、「就労による自立」を推進する要因、阻害する要因を見ていった。まず単純集計で見ていくと、これら97ケースは、①暴力団との関わりを持つ者が多い（15ケース／15.5%）、②何らかの依存を持つ者が多い（25ケース／25.8%）、③ケースワーカーへに敵対的な態度を示したり、近隣とのトラブルを抱えるなど、問題行動を起こす者の割合が高い（30ケース／30.9%）、ことが明らかになった。

(2)～(3)と同様に、各種属性変数と廃止形態との関連を調べたところ、「免許資格の有無」で有意な関連が見いだされた。対象者97名を「普通自動車免許、建築土木関係の免許／資格、福祉関係の資格のいずれか1つ以上を持っている者」と、「その全てを持っていない者」に2分したところ、これら免許・資格を所持している者は就労による自立を果たす傾向が見られた。また、アルコール、薬物、ギャンブルのいずれか1つ以上に依存を持つ者はC群となる傾向がある [表8]。実は、このグループを特徴づける暴力団との関わりや問題行動それ自体も、こ

の人びとが抱える依存症によって引き起こされている可能性が高い。依存を持たない者72名のうち、問題行動が観察された者が20.8%（15名）であるのに対し、依存を持つ者25名のうちの60%（15名）が問題行動を起こしているからだ。依存症に対する理解、依存症治療プログラム（たとえば断酒会などの自助グループ）への参加を促すことは、この人びとが「就労による自立」に向かう可能性を引き上げるきっかけとなり得るだろう。

5. 総括

母子世帯に断酒会や薬物依存者の自助グループなどへの参加を促し、まず依存症の治療に専念させることを考えるべき対しては、ケースワーカーによる資格・免許取得への働きかけ・就労への動機付けをさらに高めること、育児中の就職活動を可能にする育児支援システムを充実させることが有効な方策である。若年世帯に対しては、特に「貧困の罟」に陥ることを防止するために、生活保護受給開始直後の就職への動機付けが重要であることが明らかになった。また、今回対象となった田川地域のように、公共交通機関の衰退が目立つ地域においては、自

表8：依存の有無×廃止形態

		A：世帯主の就労による廃止	B：就労以外による廃止（親族、社会保障）	C：自立できず（死亡・収監など）	合計
依存あり	度数	2	1	22	25
	%	8.0	4.0	88.0	100.0
依存なし	度数	25	13	34	72
	%	34.7	18.1	47.2	100.0
全体	度数	27	14	56	97
	%	27.8	14.4	57.7	100.0

$\chi^2=12.65$ (df=2), $p<.005$

動車の所持を一定範囲で認めるのみならず、特に若い受給者に対しては普通自動車免許の取得支援をおこなうことも、就労率を上げる一助となるかも知れない。

受給者が何らかの依存症を抱えている場合は、世帯主の年齢や性別にかかわらず、「就労による自立」を果たすことは、非常に難しくなっていた。このような受給者に対しては、断酒会や薬物依存者の自助グループなどへの参加を促し、まず依存症の治療に専念させることを考えるべきだろう。

注

- 1) 中西新太郎が指摘するように、新自由主義の論理のもとに展開される「自立支援型」政策には、自立可能な人びとと自立困難な人びとを切り分けた上で、自立困難な人びとに対する最低限保障の水準切り下げを密かに正当化していく「隠された効果」が潜んでいる [中西 2007:192-193]。著者は本稿でこの切り分け作業を実際に展開しているが、それはあくまで立論のための操作的な手段であり、その意図は新自由主義とは無縁のところにある。著者は自立困難な人びとに対する保障水準の切り下げ、あるいは自立困難な人びと＝自立意欲がない人びとと見なす視線には強く反対するものである。
- 2) 本稿は福岡県からの委託研究「田川郡における被保護者の自立阻害要因の分析」（2006年11月～2008年3月、研究代表者：清田勝彦）に基づいている。個人情報保護の観点から、生活保護廃止台帳の保管・閲覧／データベースなどの作業は、福岡県と研究チームとの間で作成したガイドラインに基づいて実施した。特にデータの漏洩には細心の注意を払うとともに、研究期間の終了まで、関係者全員に研究それ自体に関する守秘義務を課した。
- 3) 紙数の都合で、多くの図表は省略した。項目ごとの単純集計や総括的な分析は「[田川郡における被保護者の自立阻害要因の研究] 推進委員会編:2008」を参照のこと
- 4) 生活保護受給母子世帯の母親について検討した杉村宏は、就労経験がフォーマルあるいはインフォーマルな人間関係を築くスキルを醸成し、就職に有利となるハビトゥス（たとえば就労上の規律を守る姿勢）や、相互援助ネットワークの基礎となる親族・近隣との良好な人間関係を生み出すことを述べている [杉村 2003:2005]。なお、労働力類型／廃止時の世帯主職業と廃止形態との連関からも同様の知見が導かれた。当然のことながら、「日雇い」「無職」よりも「常用」でA群が多くなっていた。
- 5) その他、検討された阻害要因は以下の通り：高齢、外科的疾患、精神的疾患、就労意欲が低い、犯罪・虐待・DV、借金、親族からの孤立、その他・不明。
- 6) 調査では、「アルコール依存」「薬物依存（覚醒剤、シンナーなど）」「ギャンブル依存」の3項目が抽出されたが、本章の分析ではこの3項目のうち1つ以上該当するものを全て「依存症があるケース」と見なしている。
- 7) 研究期間内に行われた複数のケースワーカーとのグループ面接でも、「母子家庭」においては、「子どもが就職活動を始める時に、母親も一緒に就職活動を始める場合が少なくない」との発言が得られた。
- 8) 今回の調査で使用された502ケースのうち、父子世帯10ケースの大半は家庭環境が複雑であったり、複合的要因の末に生活保護を受給していることが明らかになったため、この分析からは除外した。また、座標軸が大きくなりすぎるため、この図では三世代同居世帯のプロットを省略している（他の項目とは完全に独立した場所にプロットされる）。
- 9) 検討した変数は以下の通り、学歴、保護開始時年齢、保護廃止時年齢、第1子年齢（保護開始時）、生活保護開始理由、免許資格の有無、出生地、初職の

場所、離婚回数、転職回数、結婚時の職業、保護直前の職業、社会保険加入の有無。

- 10) 「貧困の罌」とは、公的扶助の適用を受けた者がそこに安住し、就労意欲を失ってしまうことを指す [杉村 2003:197-198; 熊沢 2007:235-236]。

文献

- 熊沢誠、2007、『格差社会ニッポンで働くということ——雇用と労働のゆくえをみつめて』 岩波書店。
- 中西新太郎、2007、『『自立支援』とは何か』 後藤道夫・吉崎祥司・竹内章郎・中西新太郎・渡辺憲正『格差社会とたたかう——〈努力・チャンス・自立〉論批判』 青木書店。
- 杉村宏、2003、『貧困家族の自立支援とケースワーカー』 青木紀（編著）『現代日本の「見えない」貧困——生活保護受給母子世帯の現実』 明石書店。
- 「田川郡における被保護者の自立阻害要因の研究」推進委員会編、2008、『生活保護自立阻害要因の研究——福岡県田川地区生活保護廃止台帳の分析から』 福岡県立大学附属研究所。